

平成17年度 国立大学法人一橋大学 年度計画

I 大学の教育研究などの質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

- ①複合領域・学際領域での4大学連合（一橋大学，東京工業大学，東京医科歯科大学，東京外国語大学）における教育連携をいっそう推進する。
- ②学生，院生の力を国際レベルで最上位に置くために，グローバルな視点から留学生の増加，学生，院生の海外提携校等への留学，海外の招聘教員による授業などを推進する。
- ③平成16年度に設置した全学教育WGにおいて，学部教育と全学共通教育の再編・統合，学部教育と大学院教育との体系的一体化，新教育カリキュラムの導入について検討する。

(1)-1. 教養教育の成果に関する具体的目標の設定

<専門人，社会のリーダーとなるための基礎教育>

- ①全学教育WGが中心となって，英語によるコミュニケーション力，統計，データ分析力，リサーチメソッドロジーなど，グローバルな高度専門人や社会のリーダーに求められる基礎スキルを検討，充実する。
- ②外国語教育に関して引き続き検討を行う。

(1)-2. 学部・大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

【学士課程】

<政治経済社会のリーダーの育成>

- ①インターンシップの推進，単位化など，体験型教育の実施を積極的に盛り込み，社会的使命，倫理及び社会現実を深く学ばせ，高い倫理観と実務感覚を付与する。
- ②複合領域・学際領域での4大学連合における教育連携をいっそう推進し，学際的知識と新しい社会科学への芽を育てる。

<高度専門人教育の開始>

- ③大学院との連携を図り，それぞれの部局に相応しい形でカリキュラムを構築し，高度な専門人教育を展開する。

【大学院課程】

<本格的な専門人教育の推進>

(高度専門職業人教育)

- ④実務・政策研究に基づく新しい社会科学の教育カリキュラムを作成し，国際的に通用する問題解決型の高度専門職業人の育成に努める。
- ⑤リカレント教育を重視し，社会での経験に配慮した選抜方法をとる。
- ⑥エクスターンシップなど実践的教育を重視する。

(研究者教育)

- ⑦RAを積極的に登用するなど，伝統的社会諸科学，とくにその基礎的研究に従事する研究者の育成に努める。
- ⑧COEに参加させるなど新しい社会科学の発展に貢献する国際的にも先端的でトップレベルの研究者の育成に努める。
- ⑨コースワーク制度の徹底など研究者養成プロセスをより厳密に実施し，課程博士の質的，量的向上を図る。
- ⑩RA制度などの充実を図り，プロジェクト研究と有機的に結合した教育を行う。

<多様化の推進>

- ⑪複合領域・学際領域での4大学連合による教育連携を大学院でも進める。
- ⑫国際的な研究教育交流に基づき，授業を多様化する。
- ⑬修了要件の見直しなど学位授与過程の多様化を図る。

(1)-3. 卒業後の進路などに関する具体的目標の設定

【学士課程】

- ①平成16年度中に設置した学生支援センター「就職支援室」を中心に相談体制を充実する。

【大学院課程】

- ②優秀な院生の研究に対する支援策について，検討を開始する。

(1)-4. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ①教員に対しては授業評価とそのフィードバックを徹底させると共に，学生に対しては厳格な成績評価とそのフィードバックを徹底させる。

【学士課程】

②GPAについて引き続き具体化について検討を行う。

【大学院課程】

③大学院生の論文発表数、学会発表数、日本学術振興会特別研究員採用状況などを毎年調査し、平成17年度からネット上で公表する。

(2)教育内容などに関する目標を達成するための措置

(2)-1. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

①留学生の10月入学の一層の拡大を検討する。

【学士課程】

②オープン・キャンパスや受験説明会、受験者向けの案内冊子、ポスター、ホームページなど、広報活動を充実させる。

③一橋大学にふさわしい学生が受験するよう入学試験の環境を整える。

④AO入試の拡充を検討する。

⑤4大学連合からの編入を引き続き推進する。

【大学院課程】

⑥大学院の活性化を図るために、多様な学生の積極的な受け入れに努める。

⑦学部・大学院一貫教育を反映する入学試験制度をそれぞれの部局にふさわしい形で導入ないし充実させる。

⑧外国人学生が英語による書類選考などで海外在住のまま入学試験を受けることのできる制度を充実する。

(2)-2-1. 教育理念などに応じた教育課程を編成するための具体的方策

①社会の変化に対応するために寄附講座などを積極的に実現する。

②ゼミナールなど対話的、双方向的授業を充実、発展させる。

③学外から積極的にすぐれた研究者を招き、先端的・学際的国際的水準の研究に常に触れる機会を与える。

④学際性を高めるために、他大学、他学部・研究科とのカリキュラム上の連携を深める。

⑤プロジェクト研究と有機的に結合した、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを重視し、プレゼンテーション能力、研究調査能力を高める。

(2)-2-2. 授業形態、学習指導法などに関する具体的方策

①講義要綱、シラバスを更に充実させ、授業内容の標準化・学習の到達基準・成績基準の明確化を進める

②教育指導方法について体系的なFDを行う。

(2)-2-3. 適切な成績評価などの実施に関する具体的方策

①公正かつ明確な基準をもち、国際的に利用可能な成績評価システムを充実する。

(3)教育の実施体制などに関する目標を達成するための措置

(3)-1. 適切な教職員の配置などに関する具体的方策

①教員の流動性を確保するために任期制を活用する。

②教員採用に際して、部局の構想、社会の要請に照らして必要度の高い人材を採用する。その際、ジェンダーなどのバランスにも配慮する。また、国内外の諸機関との人事交流も、より柔軟な採用を通して活性化する。

③全学共通教育の実施体制を整え、人的資源を含めた教育資源の流動的かつ適切な配置を図る。

④教員採用の際には、研究能力とともに、従来以上に教育能力を考慮した選考を行う方法を検討する。

(3)-2. 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワークなどの活用・整備の具体的方策

①電子機器、AV機器の充実を図り、その活用によって理解しやすい授業をめざす。

②本館、附属図書館を始めとする教育設備を充実させる。教室など物的設備を充実させる。

③総合情報処理センターを中心として、情報網インフラストラクチャーを充実させる。

④情報リテラシー教育支援のための附属図書館設備の充実を図る。

(3)-3-1. 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

①大学教育研究開発センターを中心として、授業評価、FD・授業改善支援、教育システム・カリキュラム開発を連結した教育向上システムの構築を進める。

②教員の教育活動の改善を可能にする体制を整備する。

③評価体制の確立のための検討を開始する。

④教育プロジェクトを募集して、助成金を与える。

⑤教育プロジェクト審査会を設ける。

(3)-3-2. 教材、学習指導法などに関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ①大学教育研究開発センターにおいて、教材開発、学習指導法に関する研究開発を行う。
- ②学部教育に関する全学FDに関する具体的計画・実施を大学教育研究開発センターにおいて行なう。
- (3)-3-3. 全国共同教育、学内共同教育などに関する具体的方策
 - (全国共同教育)
 - ①複合領域・学際領域での4大学連合による教育連携を深化する。
 - ②多摩4大学(東京外国語大学、東京学芸大学、電気通信大学、東京農工大学)を含めた他大学との単位互換制度の改善を図る。
 - (学内共同教育)
 - ③全学教育WGの検討のもとに全学共通教育に関する全学協力体制を改善する。
 - ④大学教育研究開発センターにおいて、全学共通教育の企画・運営及びその在り方の研究開発を行なう。
 - ⑤留学生センターにおいては、留学生の日本語教育などに責任をもつ組織として留学生を支援し、大学の国際化に貢献する。
- (3)-3-4. 学部・研究科などの教育実施体制などに関する特記事項
 - ①「紛争解決学プログラム」をバージョンアップして、「平和研究」教育プログラムとし、学部・大学院一貫の教育プログラムとして開設する。(社会学研究科)
 - ②国立国語研究所及び留学生センターと日本語教育に関する連携講座を設置する。(言語社会研究科)
 - ③租税・公共政策コースを新たに設置する国際・公共政策研究部・教育部に移行し、法務・公共政策専攻を経営法務専攻に変更する。(国際企業戦略研究科)
- (3)-4. 専門職大学院の設置など
 - ①平成17年度に国際・公共政策研究部・教育部を設置する。(経済学研究科・法学研究科)
 - ②知的財産大学院の設置構想を検討する。(国際企業戦略研究科)

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (4)-1. 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
 - ①TAの配置計画について、検討を開始する。
 - ②大学教育研究開発センターを中心に、教材開発や教育カリキュラムを開発しそのためのシステムを整備する。
 - ③オフィスアワーの実施に加え、さらに学習、生活双方における指導、相談体制を充実する。
 - ④留学生に対するチューター制度を充実する。
 - ⑤インターンシップを受け入れる企業などを拡充する。
 - ⑥成績優秀者などの顕彰制度や独自の奨学制度などの導入を検討する。
- (4)-2-1. 生活相談・就職支援などに関する具体的方策
 - ①平成16年度中に設置した学生支援センターを中心に、学生生活や就職支援に関して助言、相談体制を整備、充実する。
 - ②保健センターを中心に学生に対する健康・メンタルケアを充実する。
 - ③身障者に配慮した環境を整備する。
 - ④キャンパスライフ相談室(セクシュアルハラスメント相談室)と学生相談室の連携を図り、セクシュアルハラスメントのない環境作りを目指す。
- (4)-2-2. 経済的支援に関する具体的方策
 - ①奨学金制度の新しい在り方について検討する。
 - ②留学生援助の充実を図る。
- (4)-2-3. 社会人・留学生などに対する配慮
 - ①社会人向けの学習・研究環境の整備を図る。
- (4)-2-4. 生活環境の整備などに関する具体的方策
 - ①キャンパスの美的環境に配慮した本館の改修を行い、歴史的建造物の有効利用を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果などに関する目標を達成するための措置

- (1)-1-1. 目指すべき研究の方向性
 - ①平成16年度に発足した研究カウンスルにおいて、学長諮問に基づき研究発展・戦略の検討を進める。
 - ②重要な基礎的研究、画期的な萌芽的研究や学際的研究、公共性の高い共同研究などを大学プロジェクトとして認定し、支援を行う。プロジェクトの一部にはオープン・ラボ形式の性格を持たせ内外から参加者を公募する。
 - ③プロジェクトの成果を海外に発信するため国際コンファレンスを積極的に行なう。
 - ④戦略的事業資金による大学プロジェクトへの支援(競争力を持つ大学プロジェクトについては外部資金の獲得を重視し、本資金による支援は萌芽的な研究の育成や研究拠点維持などの機能を重視する)は、平成16年度に設立した「一橋大学基金」の財源確保の状況とその活用方策の検討を待って実施

する。

- ⑤研究専念制度の検討を開始する。
- ⑥研究者（教員）の海外派遣制度の充実を図る。

(1)-1-2. 大学として重点的に取り組む領域

社会・人文科学研究の厚い蓄積を踏まえ、日本、アジア及び世界に共通する現代社会の最も重要な課題を対象として、その理論的、実践的解決を目指す。

- ①知識・企業・イノベーションのダイナミクス
- ②現代経済システムの規範的評価と社会的選択
- ③社会科学の統計分析拠点構築
- ④紛争予防と秩序形成
- ⑤アジア地域研究
- ⑥企業・団体の社会的責任の法制度設計
- ⑦市民社会の新しい基盤創出のための総合研究
- ⑧多言語社会と文化アイデンティティ・混成文化論
- ⑨プライシングとリスク管理
- ⑩企業経営・産業とそれを取り巻く制度・インフラストラクチャー
- ⑪ヨーロッパの革新的研究—衝突と和解—

(1)-2-1. 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ①確実な研究実績に基づき、高い国際性・中立性を持った立場からの政策提言を行う。
- ②データベースを作成し、官公庁やNPOなどにデータが活発に利用されることを目指す。
- ④政府、国際機関などへの助言活動を積極的に行う。
- ⑤中央省庁審議会や地方公共団体における各種委員を教員が積極的に勤める。
- ⑥国内・国外のレフリー付学術雑誌のみならず、一般の専門雑誌、教養雑誌、新聞などでも積極的に研究成果を示し、社会に還元する。
- ⑦国内・国際のシンポジウムや研究集会を開き、問題提起や政策提言を行う。
- ⑧COEや大学プロジェクトの研究成果や政策提言・作成統計などを平成17年度から随時データベース化し公開する。

(1)-2-2. 研究水準・成果の検証に関する具体的方策

- ①学会賞・学術図書賞など、学術的な成果に対する受賞を相当数獲得することを目指す。

(1)-2-3. 国際的研究拠点形成のための具体的方策

- ①国際共同研究センターをアジア研究などの交流拠点として活用する。
- ②EUインスティテュート運営の拠点として内外の大学と積極的に交流する。
- ③社会科学の世界的拠点化を目指して、国外研究機関との研究ネットワークの形成をスタッフの派遣や受け入れ、大学院生のOJT派遣などによって促進し、国際シンポジウム・コンファレンスを企画・開催するとともに、政府・国際機関・シンクタンク・NPOなどとの共同研究プロジェクトを推進する。
- ④国際性・公共性の高い研究成果を広く海外に発信する。

(1)-2-4. 研究成果の産業界への還元などに関する具体的方策

- ①産業界への助言活動を活発に行う。

(2) 研究実施体制などの整備に関する目標を達成するための措置

(2)-1-1. 適切な研究者などの配置に関する具体的方策

- ①社会科学の世界的拠点化と国内外研究機関との研究ネットワークの形成のために、外国人客員教授制度、任期制研究員制度、及び客員研究員制度を活用し、多様な研究者の受け入れの拡大を目指す。
- ②外国語能力のある研究支援・事務支援スタッフの充実を図る。

(2)-1-2. 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ①学長の判断のもとに、各重点研究分野や基礎的研究分野に配慮した配分を行う。
- ②財源として、COEや他の委任経理など、競争的な外部資金の獲得を目指す。
- ③外部研究資金を得た大規模共同プロジェクト責任者に対して、学内の他の負担を軽減するなど資金を運用しやすい環境を整える。

(2)-2-1. 研究に必要な設備などの活用・整備に関する具体的方策

- ①国際共同研究センター、経済研究所、附属図書館、社会科学古典資料センター、及び各研究科の共同研究組織などを活用し、独自に開発したデータベースや創生的ディシプリンを基盤として、全国共同研究の中核となる。
- ②IT活用による全学情報化を推進する。
- ③附属図書館のサービス向上のため電子化（目録情報など）を推進する。

(2)-3-1. 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ①各部局の研究活動を評価するシステムの検討を開始する。
- ②業績リストを始めとする教員の研究成果一覧を毎年公開し、高い水準の研究が常に行なわれているように配慮する。

(2)-3-2. 全国共同研究、学内共同研究などに関する具体的方策

- ①全国共同研究においては、オープンラボ形式の研究プロジェクトを推進し、公募により学外研究者を国内客員研究員などとして受け入れることを目指す。
- ②経済研究所附属社会科学統計情報センターは、社会科学統計に関する情報を収集・整理し、全国学術研究者の公開利用に供する。
- ③附属図書館及び社会科学古典資料センターは、全国の専門家を対象とする講習会を充実させる。

(2)-3-3. 学部・研究科・附置研究所などの研究実施体制などに関する特記事項

- ①日本及び世界経済に関して公共性、継続性の高い国際的な共同研究を行う中核的研究拠点として、経済研究所を位置づける。
- ②時限付研究センターであるイノベーション研究センターについては、将来のさまざまな組織形態の可能性をも考慮しながら、イノベーションをテーマとする研究活動を推進する。
- ③附属図書館は、社会科学系外国雑誌センター館でもあり、高度な資料・学術情報の中核的拠点として、その役割の充実を図る。
- ④社会科学古典資料センターは、社会科学古典資料を収集管理し、研究に寄与する。
- ⑤総合情報処理センターは、本学情報処理システム及びネットワークシステムの整備・運用・管理を行い、研究・教育の向上と事務処理の効率化に寄与する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流などに関する目標を達成するための措置

(1)-1-1. 地域社会などとの連携・協力、社会サービスなどに係る具体的方策

- ①「一橋大学公開講座」(周辺6自治体教育委員会後援)、「開放講座」(社団法人如水会協賛(同窓会))、「移動講座」などの公開講座、講演会、フォーラム、シンポジウムなどをさらに充実する。
- ②附属図書館保有の文化財資源の展示などを行う。
- ③研究成果を適宜インターネット上で公開する。

(1)-1-2. 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ①企業などとの共同研究プロジェクトの実施、及び委託研究受入などを基礎として、企業などから客員講師を招き、インテンシブセミナー、客員講義など実施できるよう、平成18年度までにカリキュラム改革を検討する。
- ②インターンシップなど社会との関係を深める教育活動を整備する。
- ③エグゼクティブを対象とする講義やセミナーを行う。
- ④経済界や官公庁、法曹界などとの共同研究・人事交流を推進する。
- ⑤客員研究員制度を充実する。
- ⑥公共性・専門性の高い職務についている職業人の委託教育などリカレント教育を推進する。

(1)-1-3. 地域の公私立大学などとの連携・支援に関する具体的方策

- ①複合領域・学際領域での4大学連合における協力関係を一層緊密なものにする。
- ②多摩4大学や津田塾大学との単位互換制度の改善を図る。

(1)-2-1. 留学生交流その他諸外国の大学などとの教育研究上の交流に関する具体的方策

- ①国連など国際機関との教育研究連携を推進する。
- ②日本人学生に対し、海外留学・研修の機会を与えるべく制度整備を図る。また、留学準備講習会を設けるなど、派遣留学生支援対策を充実する。
- ③英語による教育プログラムを充実する。
- ④事務担当者に対する語学研修を進める。
- ⑤外国語能力のある研究支援スタッフを質量ともに拡大することをめざす。
- ⑥教員を相互に派遣するなど、国際教育交流を図る。
- ⑦派遣留学生、受け入れ留学生向けの大学独自の奨学金財源の確保に努める。
- ⑧外国語による研究発表を支援、促進する。
- ⑨帰国留学生の現地での同窓会組織の形成支援を図る。
- ⑩平成16年度に開設した海外拠点の一層の充実に努め、大学や研究機関、産業界、現地同窓会(如水会)、留学生同窓会との連携を深め、グローバルな情報・人的ネットワークの要とするための取組を進める。

(1)-2-2. 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ①留学生を積極的に受け入れ、高度な専門知識、高い日本語能力を与える。また、能力の高い留学生を派遣し、受け入れ校の教育に貢献する。
- ②海外からの受験を可能とするなど、入学試験制度について引き続き検討し、外国人留学生を積極的に受け入れ、質の高い教育を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1-1. 全学的経営戦略の確立に関する具体的方策

- ①経営企画委員会で、大学運営の将来計画など重要事項について審議を行うため、部会を設置し、具体策を検討する。

1-2. 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ①全学委員会の委員長を原則副学長が行い、効率的・機動的・戦略的な運営を図る。

1-3. 学部長などを中心とした機動的・戦略的な学部など運営に関する具体的方策

- ①部局長のリーダーシップ機能の強化、評議員及び部局長のブレーンとなる教員などによる補佐体制の確立、部局内の各種委員会の機能整備と効率的運営などを図る。

1-4. 教員・事務職員などによる一体的な運営に関する具体的方策

- ①事務職員が全学委員会へ参画し、教員と連携協力し大学運営の企画立案にあたる。

1-5. 全学的視点から戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ①16年度に設立した「一橋大学基金」制度の活用方策において、全学的視点に基づく戦略的な資金配分システムを検討する。

1-6. 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ①非常勤理事を学外から招聘するとともに、学長補佐や顧問を学外から招聘することを検討する。

1-7. 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ①監事のもと、内部監査システムを構築し、その運用体制の整備を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

2-1. 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ①学長の統括の下で、研究カウンスルの原案を基にして、経営企画委員会を中心にして教育研究組織の改革構想案の検討を開始する。

2-2. 教育研究組織の見直しの方向性

- ①時限付き研究施設であるイノベーション研究センターの将来構想を策定し、その改革を進める。
- ②グローバルな人的ネットワークの構築に努める。
- ③国際・公共政策研究部・教育部を開設する。
- ④知的財産大学院の設置構想を検討する。

2-3. 学科・専攻などの設置に伴う、授与する学位の種類など

- ①法学研究科「専門職学位課程」(法科大学院)法務専攻：「法務博士(専門職)」の授与
- ②国際・公共政策教育部「専門職学位課程」国際・公共政策専攻：「国際・行政修士(専門職)」及び「公共経済修士(専門職)」の授与

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

3-2. 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ①教員ポスト中に学長運用枠を設け、重点領域研究や大学プロジェクトの推進及び教育研究組織の整備・改編等に柔軟に利用する。

3-3. 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ①整備した任期付教員制度を積極的に活用する。
- ②国内外の著名研究者の招聘制度を活用し、有力研究者の特別処遇制度の一層の整備を図る。
- ③有望な若手研究者確保のため、任期付専任講師など特別な雇用制度の活用を図る。

3-4. 外国人・女性などの教員採用の促進に関する具体的方策

- ①外国人・女性の教員採用が拡大するように配慮する。
- ②事務職員採用時において、年齢構成を勘案する等人事上の考慮すべき事情に配慮するとともに女性職員の登用について積極的に取り組む。

3-5. 事務職員などの採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ①新規採用者は原則として関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験合格者から採用する。
- ②大学職員として特に必要とする情報処理能力及び英会話等の語学力の向上を図るため、外部の専門機関との提携による研修を行う。
- ③他の国立大学法人及び関係諸団体との人的交流を進める。

3-6. 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ①定員の管理に代えて教員人件費の管理に重点を置くものとし、毎年度、一橋大学教員定数等配置計画を作成するなどにより、人件費の効率的かつ戦略的な配分を行うと共に、教育研究の一層の充実発展を実現するため、外部資金等による人件費枠の拡大を目指す。

4 事務などの効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

4-1. 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ①学生サービス業務の情報化とともに窓口事務の一元化（ワンストップサービス）を実現するとともに学生センターの設置を検討し、その任にあたる。

4-2. 事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

- ①教務・学生関連事務処理の効率化を図るとともに学生等のアクセシビリティ（利用のしやすさ）を念頭としたノンストップサービス体制を構築し、総合的な学生サービスの向上を図る。

4-3. 業務のアウトソーシングなどに関する具体的方策

- ①経理業務、情報処理業務、施設管理業務及び附属図書館業務などのアウトソーシングについて引き続き検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1. 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金など外部資金の増加に関する具体的方策

- ①科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金など外部資金の増加に関する具体的計画を策定する。
- ②上の外部研究資金導入のための体制を充実する。
- ③上の体制に基づき、科学研究費補助金など競争的資金に積極的に応募する。
- ④外部支援団体と密接な交流のための体制を充実する。

1-2. 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ①平成16年度に設定した施設使用料金の対象となる施設の利用促進に努め増収を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

2-1. 管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ①電子事務体制を確立し、効率的な運営に努め、管理的経費の縮減に努める。
- ②光熱水量の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

3-1. 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ①都心型大学の現状にかんがみ、効果的・効率的な運用に努める。
- ②資金運用及び管理については、資金計画を策定し、運用益の確保に努める。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1-1. 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ①評価委員会を中心にして、評価体制及び評価支援システムなどの充実を図る。

1-2. 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ①引き続き学部生による授業評価について評価を行い、授業評価の在り方を再検討して改善を図る。また、大学院開講科目についても学生の授業評価を実施する。

2 情報公開などの推進に関する目標を達成するための措置

2-1. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ①大学ホームページの充実及び迅速な更新に努める。
- ②大学ホームページ、広報誌などの点検見直しを行い、特に大学ホームページを活用した各教員の教育研究情報の提供を充実させるなど、適切で効果的な情報提供に努める。
- ③産・学・官連携を推進するため、研究成果などに関する情報提供の充実を図る。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備などに関する目標を達成するための措置

1-1. 施設などの整備に関する具体的方策

- ①平成16年度に実施した全学の施設利用状況調査に基づき、長期的視野に立った施設整備計画を検討する。
- ②昭和56年以前に建設された建築物の一部について耐震診断を実施する。
- ③身障者及び高齢者などが円滑に施設設備を利用できるようバリアフリーに配慮する。
- ④研究教育活動の展開に応じて、情報・通信機能が円滑に活用できるよう、必要となる情報処理関連施設、情報通信機器、インフラストラクチャー及び情報通信システムの拡充を図る。
- ⑤新たな施設整備の手法として、外部資金などの施設整備財源の確保について、平成16年度に設立した「一橋大学基金」制度の活用方策において検討する。

1-2. 施設などの有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ①研究室の拡充・整備に努める。
- ②多様化、高度化する研究教育の要求に対応できるスペースの確保に努めるとともに、点検・評価に基づき、スペース配分の適正化を推進し、既存施設設備の活性化を図る。
- ③歴史的建造物の機能改善と老朽化対策を実施し、長期的な保存に努める。
- ④キャンパスアメニティの向上を目指し、構内緑地の保全、広場などのコミュニケーションスペースの確保及び防犯対策に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

2-1. 労働安全衛生法などを踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ①労働安全衛生法など関連法令を踏まえた安全管理体制を整備する。

2-2. 学生などの安全確保などに関する具体的方策

- ①教育環境における安全管理のための施策を模索する。
- ②盗難や事故などの防止のための学内セキュリティの確保に努める。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

16億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
本館改修工事	725	施設整備費補助金(平成16年度繰越額)(725)
小規模改修	総額 27	国立学校財務・経営センター施設費交付金(27)

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

(参考1) 17年度の常勤職員数 598人

また、任期付職員数の見込みを 30人とする。

(参考2) 17年度の人件費総額見込み 6,888百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○ 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

○ 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,206
施設整備費補助金	725
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,201
国立大学財務・経営センター施設費交付金	27
自己収入	4,208
授業料及入学金検定料収入	4,070
財産処分収入	0
雑収入	138
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	473
長期借入金収入	0
計	12,840
支出	
業務費	10,040
教育研究経費	7,601
一般管理費	2,439
施設整備費	752
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	473
長期借入金償還金	1,201
計	12,466

〔人件費の見積り〕

期間中総額 40,863百万円を支出する。(退職手当は除く)

〔運営費交付金〕

「運営費交付金」のうち,平成17年度当初予算額6,199百万円,前年度よりの繰越額のうち使用見込額7百万円。

〔施設整備費補助金〕

「施設整備費補助金」のうち,平成17年度当初予算額0百万円,前年度よりの繰越額725百万円。

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	10,037
業務費	9,392
教育研究経費	1,572
受託研究費等	43
役員人件費	130
教員人件費	5,951
職員人件費	1,696
一般管理費	621
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	24
臨時損失	5
収入の部	
經常収益	10,037
運営費交付金	5,733
授業料収益	3,122
入学金収益	438
検定料収益	136
受託研究等収益	43
寄附金収益	408
財務収益	0
雑益	133
資産見返運営費交付金等戻入	23
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	5
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,575
業務活動による支出	10,018
投資活動による支出	1,247
財務活動による支出	1,201
翌年度への繰越金	109
資金収入	12,575
業務活動による収入	10,451
運営費交付金による収入	6,199
授業料及び入学金検定料による収入	3,646
受託研究等収入	43
寄附金収入	430
その他の収入	133
投資活動による収入	1,953
施設費による収入	1,953
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	171

別表（学部 of 学科，研究科等の専攻等）

商学部	経営学科	137人
	商学科	138人
経済学部	経済学科	275人
法学部	法学科	170人
社会学部	社会学科	235人
商学研究科	経営・会計専攻	51人
	〔うち修士課程	34人〕
	博士課程	17人〕
	市場・金融専攻	66人
	〔うち修士課程	44人〕
	博士課程	22人〕
経済学研究科	経済理論・経済統計専攻	34人
	〔うち修士課程	24人〕
	博士課程	10人〕
	応用経済専攻	28人
	〔うち修士課程	20人〕
	博士課程	8人〕
	経済史・地域経済専攻	26人
	〔うち修士課程	18人〕
	博士課程	8人〕
	比較経済・地域開発専攻	12人
	〔うち修士課程	8人〕
	博士課程	4人〕
法学研究科	法学・国際関係専攻	41人
	〔うち修士課程	15人〕
	博士課程	26人〕
	法務専攻	100人
	うち専門職学位課程	100人
社会学研究科	総合社会科学専攻	105人
	〔うち修士課程	70人〕
	博士課程	35人〕
	地球社会研究専攻	26人
	〔うち修士課程	17人〕
	博士課程	9人〕
言語社会研究科	言語社会専攻	70人
	〔うち修士課程	49人〕
	博士課程	21人〕
国際企業戦略研究科	経営法務専攻	44人
	〔うち修士課程	28人〕
	博士課程	16人〕
	経営・金融専攻	107人
	〔うち専門職学位課程	99人〕
	博士課程	8人〕
国際・公共政策教育部	国際・公共政策専攻	55人
	うち専門職学位課程	55人

収支差額が発生した理由

国立大学法人 一橋大学

年度計画予算上、授業料については、平成16年度前受予定額(50百万円)の見合の経費を平成17年度の支出予算に計上した。また、平成17年度前受授業料(424百万円千円)については、平成18年度の教育の提供に必要な支出予算財源として会計処理したため、収支差額が生じたところ。

[424百万円 - 50百万円 = 374百万円]